

産業構造審議会知的財産政策部会  
意匠制度小委員長 大渕 哲也 殿

平成24年11月15日

日本弁理士会

会長 奥山 尚一



## 意 見 書

### —画像デザイン保護拡張の方向性について—

標題の件につきまして、当会の意見を次の通り提出いたします。ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1 当会の意見

画像デザイン保護拡張の方向性については、基本的に賛成であるが、以下の課題の他、意匠制度小委員会において検討し解決すべき課題が多くあるものと思料する。

#### 2 課題

画像デザイン保護拡張は、意匠成立の基本概念である「意匠の定義」(意匠法 2 条 1 項)、特に「物品」概念に影響する課題である。よって、画像デザインの保護拡張の検討に際しては、「物品」概念をどのように特定するのかの検討が必須である。

例えば「情報機器の画像」を物品に含めて考えるのか、若しくは「情報機器」を物品として扱うのか。仮に前者とし、かつ、現行法上意匠の成立要件である「物品性」を堅持するのであれば、「情報機器の画像」と「パソコン」とが、「類似物品」となる理論立て若しくは立法的解決が必要である。

以上